

茨城工業高等専門学校安全衛生委員会規則

平成16年 4月1日
制 定

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（以下「安全衛生管理規則」という。）第13条第1項に基づき、安全衛生委員会の設置並びに運営に関して定め、茨城工業高等専門学校（以下「高専」という。）の安全及び衛生に関する重要事項について、教職員の意見を聴取し理解と協力を得て、災害防止対策に関する諸施策をより効果的なものとするを目的とする。

2 この委員会は、高専の安全衛生に関する重要事項を調査審議し、安全衛生水準の向上のために必要な事項につき、議決を経て校長に建議するものとする。

第2章 委員会の構成

(構成)

第2条 この委員会は、次の委員によって構成する。

- (1) 副校長（総務主事）
- (2) 副総務主事
- (3) 総務主事補
- (4) 安全管理者
- (5) 衛生管理者
- (6) 産業医
- (7) 安全及び衛生に関する経験を有するもののうちから、校長が指名した者

2 前項第1号に定める委員以外の委員の半数については、労働安全衛生法第19条第4項に基づき、校長が指名するものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、副校長（総務主事）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副総務主事はその職務を代行する。

(任期)

第4条 第2条第1項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、委員の任命の手続きにより後任者を選任する。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第5条 会議は、委員長が議長となり召集する。

2 会議は、毎月1回定期に開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたとき、あるいは委員の過半数以上の請求があったときは、随時開催することができる。

(委員会の成立・議決)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、審議事項の議決は、委員の満場一致を原則とする。

(委員会の調査審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 安全衛生管理規則第13条第2項、第3項及び第4項に定める事項に関すること。
- (2) 環境マネジメント組織運用体制の監査に関すること。

(3) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。(他の委員会等に属するものを除く。)

(4) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。(他の委員会等に属するものを除く。)

2 委員会に、前項に掲げる調査審議事項のうち、専門的な事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

3 前項の専門部会に関し、必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、審議上必要がある場合は関係者を出席させてその意見を聴取することができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課が行う。

(記録の作成・保存)

第10条 委員会の議事については、その記録を作成し3年間保存しなければならない。

(運営事項の決定)

第11条 安全衛生に関する事項及びこの規則に定める事項のほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。